

介護保険法第70条第7項に基づく市町長からの協議の求めに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年12月17日法律第123号。以下「法」という。）第70条第7項（第70条の2第4項において準用する場合を含む。）及び介護保険法施行規則（平成11年3月31日厚生省令第36号。以下「規則」という。）第126条の11の規定に基づき、市町長から知事に対し協議を求められた場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協議の開始)

第2条 知事は、前条の協議を市町長から求められた場合は、すみやかに協議を開始するものとする。

(協議の結果及び事業所の指定等)

第3条 知事は、協議の結果に基づき、当該協議を求めた市町長の管轄する区域に所在する事業所が行う居宅サービス（法及び規則に基づき、訪問介護、通所介護に限る。）につき、法第70条第1項の申請があった場合において、法第41条第1項本文の指定をしないこととし、又は指定を行うに当たって、必要と認める条件を付することができる。

(協議の実施の要領)

第4条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項については、知事が、協議の求めのあった都度、別に実施要領として定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年8月1日から施行する。